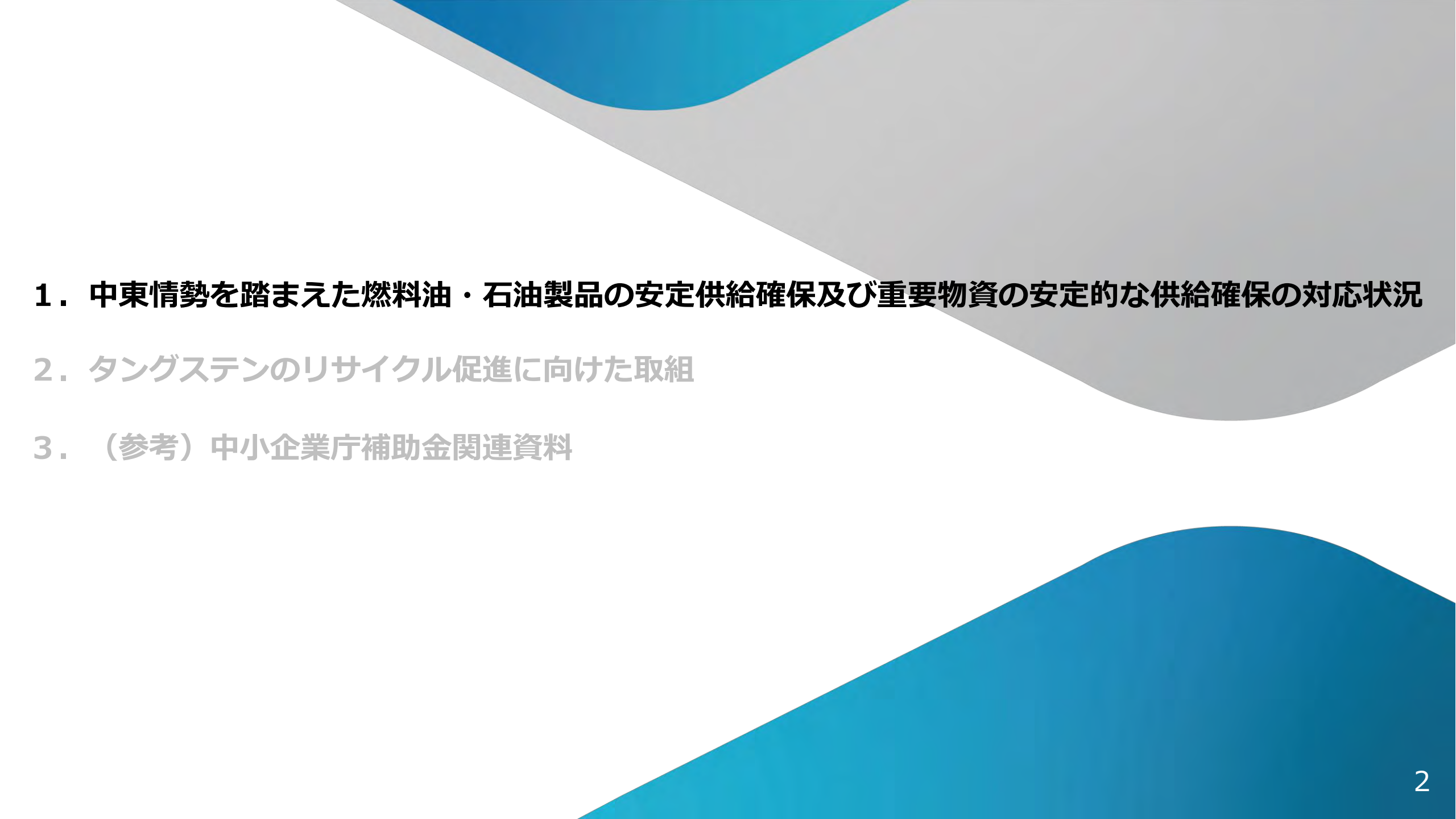


最近の政策動向について

2026年7月

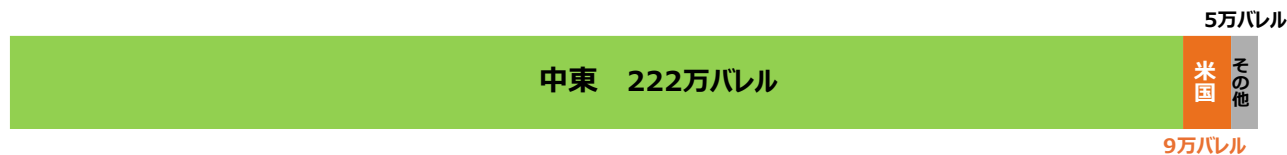
経済産業省 産業機械課

- 
- 1. 中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び重要物資の安定的な供給確保の対応状況**
 2. タングステンのリサイクル促進に向けた取組
 3. (参考) 中小企業庁補助金関連資料

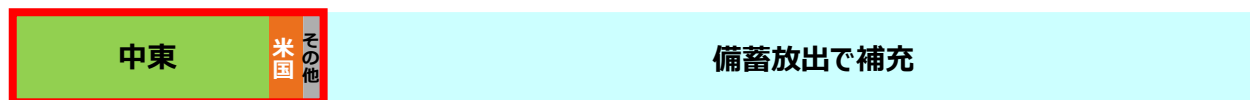
原油調達の動向

- ホルムズ海峡を経由しない代替調達に官民連携の下、最大限取り組んでおり、中東や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ等からも原油が届くなど、原油の調達先の多角化が進展。
- 6月は、現時点で、前年平月比で8割程度の調達が実現できる見通し。7月については、想定される今年の需要日量224万バレルを上回り、前年平月比で約10割の調達への回復に目途が立ったところ。特に、米国からは前年平月比で10倍以上（5月調達分から3倍以上）が調達できる見通し。

2025年実績
日量236万バレル



4月調達分
調達率25%（日量59万バレル）



5月調達分
調達率約65%（日量153万バレル）



6月調達分
調達率約8割（日量約190万バレル）



7月調達分
調達率約10割（日量約240万バレル）



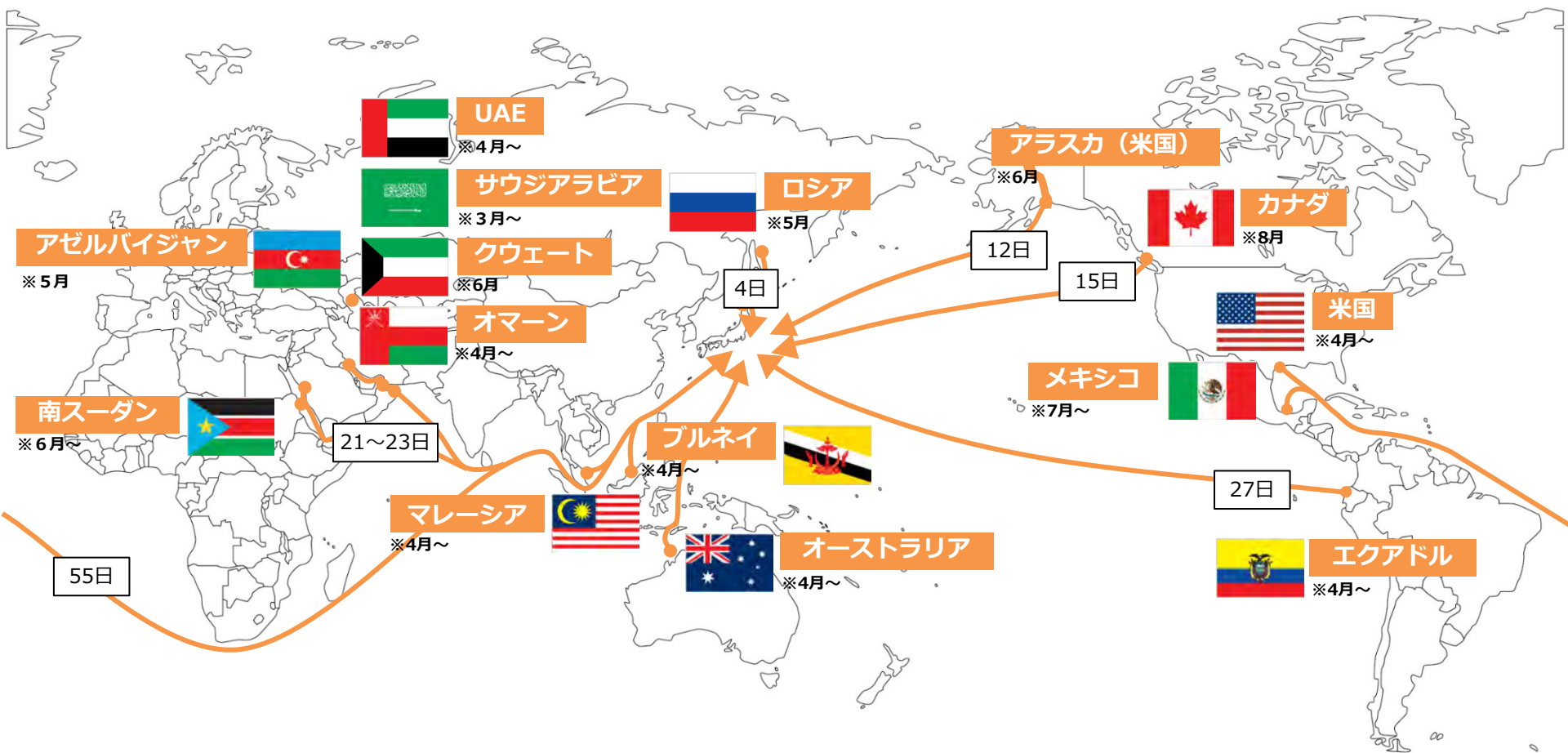
注1：4月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：6月8日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

我が国の原油調達の動向

(各国の※は中東情勢悪化後初めて日本に到着した月)



(注1) 2026年3月28日(土)にホルムズ海峡を経由しない最初の原油タンカーが愛媛県に到着して以降、原油の調達を行っている国々のうち、2026年4月の貿易統計で公表された国名及び元売り各社が取材に応じる等により明らかになった国名に絞って表示。

(注2) ルートは平時の一般的な航路を例示しており実際の航路とは必ずしも一致しない。主要積出し港から日本まで距離を12knots(約22km/h)で走った場合の参考日数。

(注3) 上記表示以外の詳細な国名やルートは、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表。

相談件数の推移

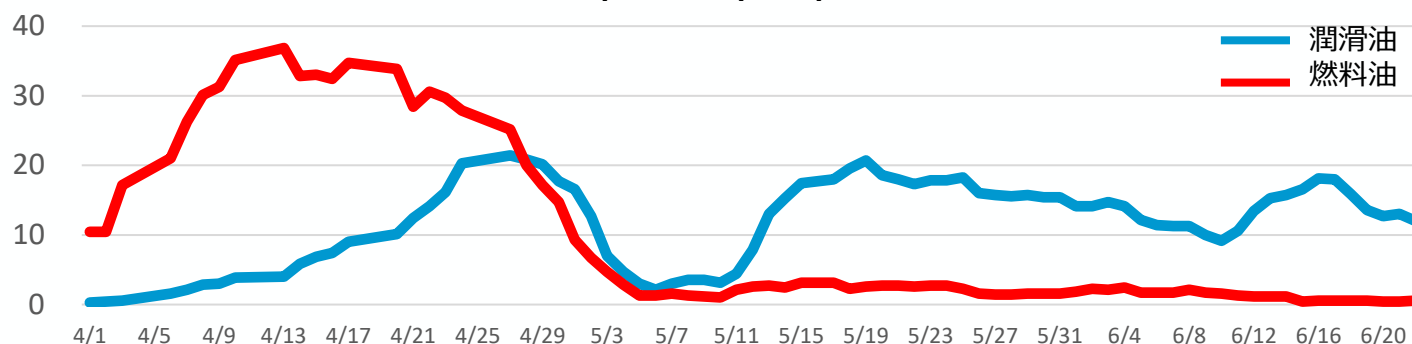
- 直販スキームについて、燃料（4/9）、潤滑油（6/10）、シンナー・塗料（6/23）でそれぞれ開始。

<直近 1 週間※1の相談件数>

燃料油	4(3)
潤滑油	84(116)

※1：6/16-6/22（6/9-15）

<相談件数の7日間移動平均の推移（件/日）（4/1-6/22）>



<直近 1 週間※1の相談件数※2>

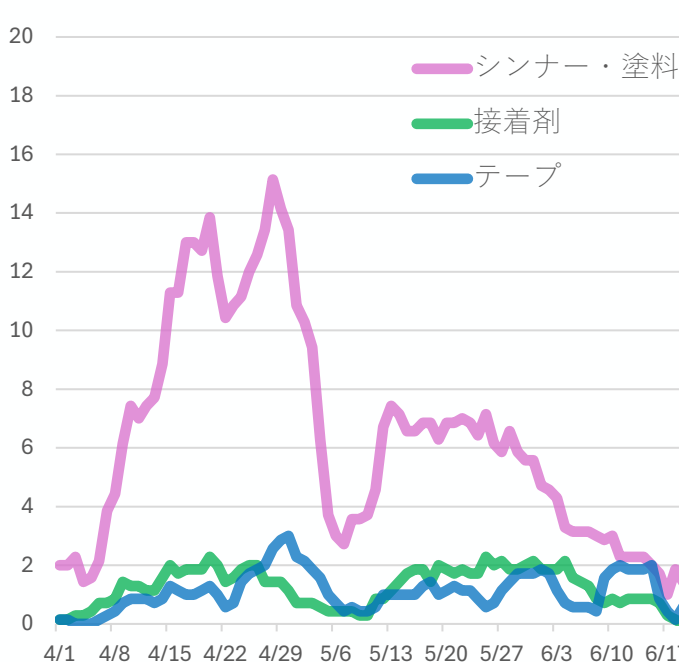
シンナー・塗料	10(14)
包装フィルム・ビニール類	6(3)
接着剤	0(6)
ボトル等の容器	4(9)
テープ	3(11)

※1：6/16-22（6/9-15）

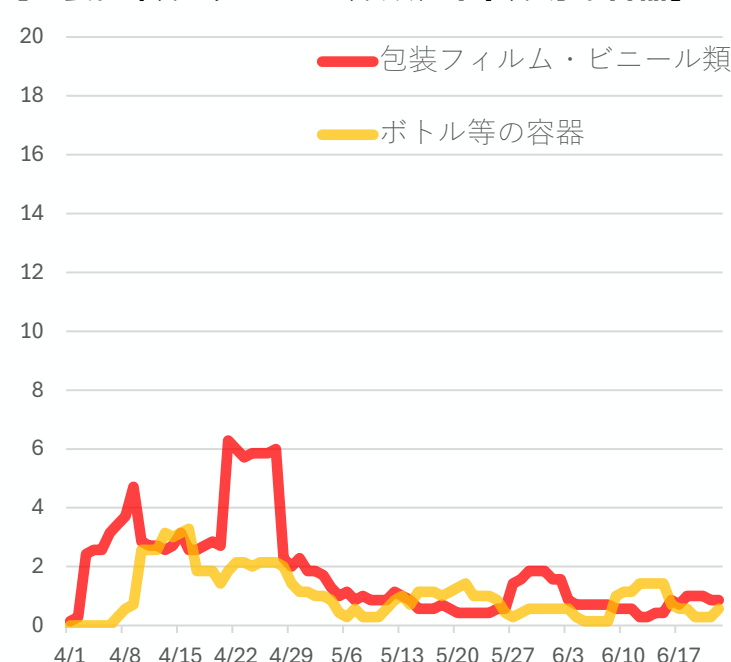
※2：本件数は、相談内容に関連キーワードが含まれるかをExcel関数により判定し、該当する場合に1件として集計したもの。
キーワード検索による集計であるため、実際の相談内容とは一部ずれが生じる可能性がある。

<相談件数の7日間移動平均の推移（件/日）（4/1-6/22）>

【シンナー・塗料、接着剤、テープ】

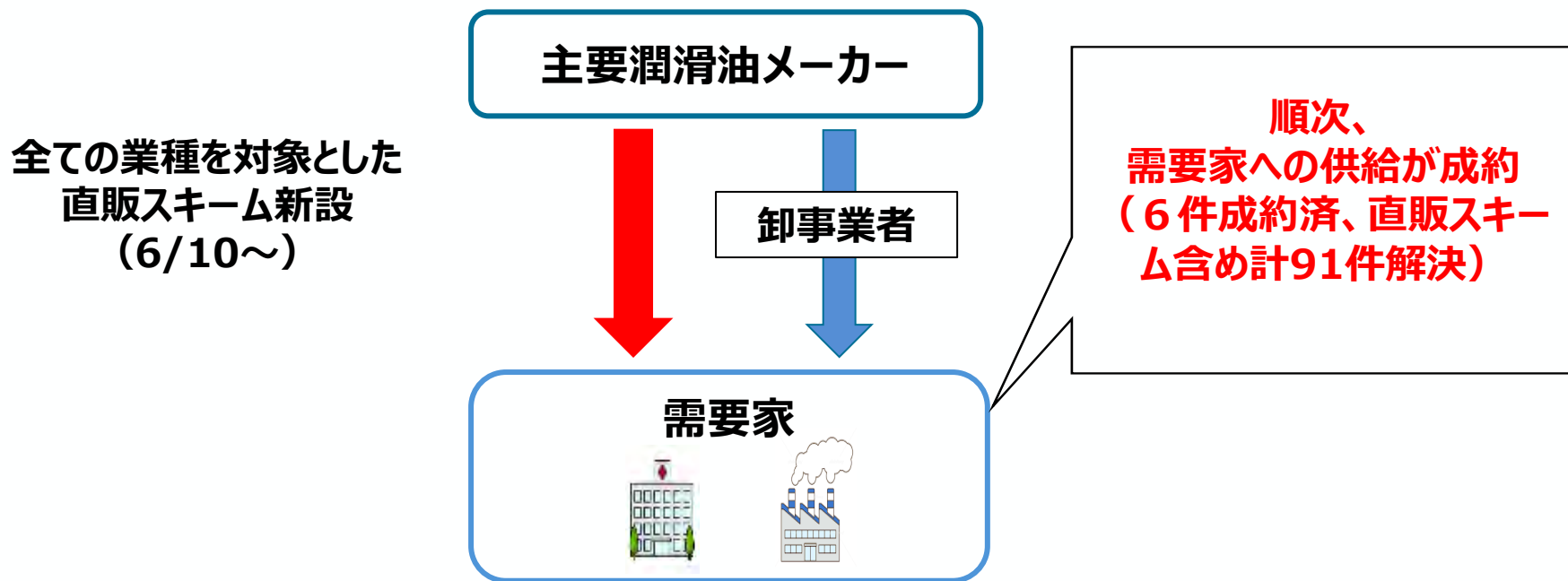


【包装フィルム・ビニール類、ボトル等の容器】



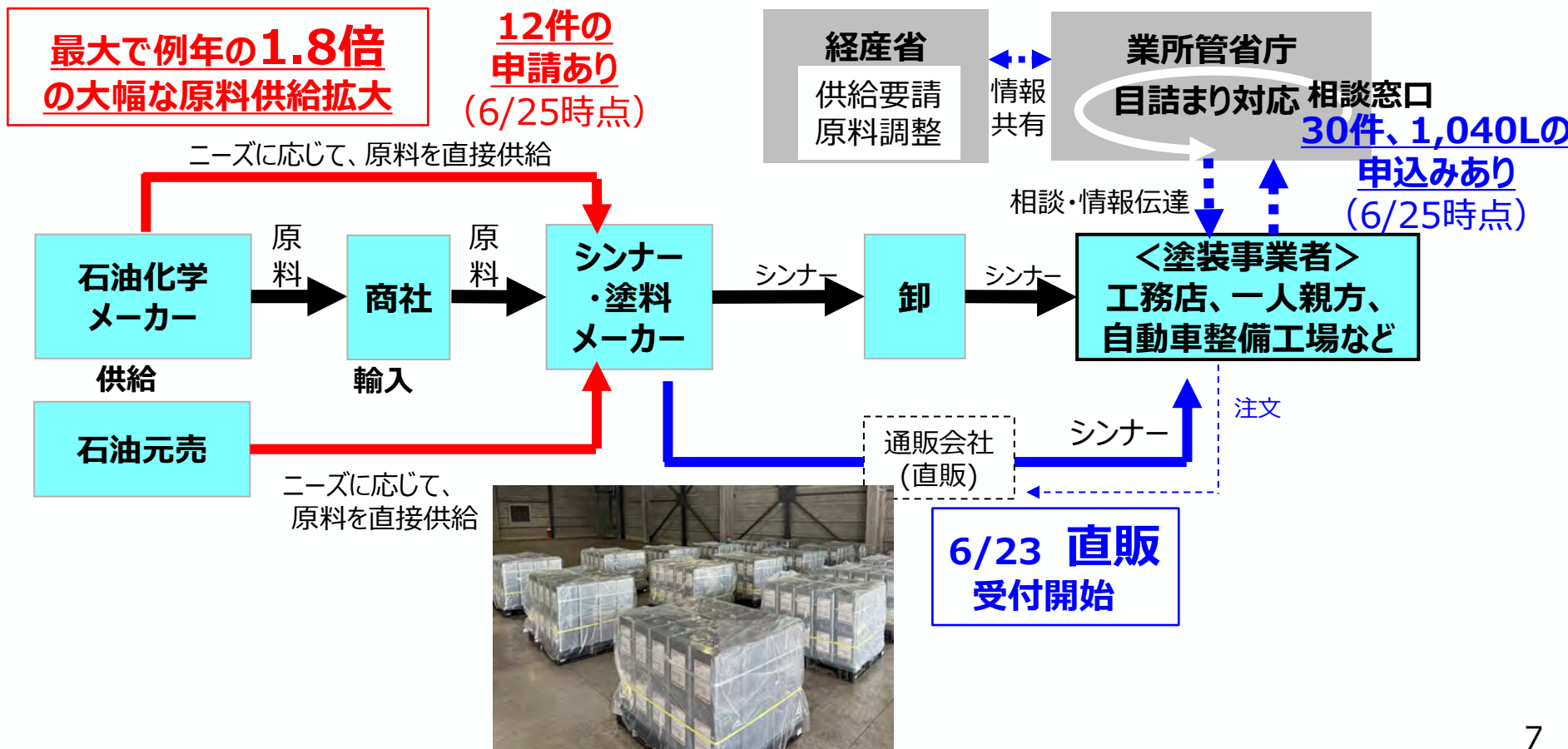
潤滑油直販スキームの進捗状況について

- 潤滑油について、供給の偏り・目詰まりを解消し、事業に必要な量の潤滑油を事業者へ供給すべく、6月10日から主要潤滑油メーカーからの直接販売スキームを開始。
- 供給要請について、需要家への必要量等の確認を進めており、直販スキームの開始以降、同スキームによる製造業・自動車整備業の需要家への供給が6件成約済。6月下旬以降、供給を進めていく。また、この間、直販スキーム含め計91件が解決。



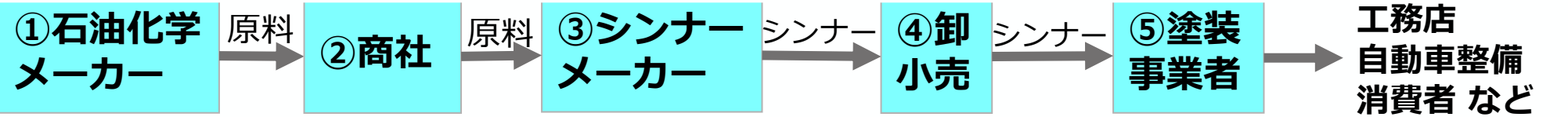
塗料・シンナーの目詰まり解消対策の進捗

- 6月23日（火）、シンナーメーカーから工務店等にシンナーを直接販売する仕組みを新たに開始。既に30件、1,040リットルの申込みあり。26日（金）から順次発送を開始し、工務店等にお届け予定。
- 6月3日（水）に受付を開始した「トルエン等シンナー原料を最大で例年の1.8倍供給するスキーム」についても、これまでに、12件の申請があり、シンナーの供給を順次開始済み。
- これらによる需給の緩和や価格水準への効果も含め、状況を把握していく。



塗料・シンナーの目詰まりの主な類型

● これまでの供給の偏りや流通の目詰まりは、主に以下3つに類型化。



類型	事例	解消策
【1】 原料・製品の供給見通しが共有されず、供給量を抑制（①～③）	石油化学メーカー（①）が、「4月は前年並み、5月以降の供給量未定」と供給先に伝えたところ、 <u>商社（②）やシンナーメーカー（③）が、万が一の供給制限に備えて、4月分から供給量を半減させた。</u>	経産省から、商社やシンナーメーカーに対し、川上企業が供給継続する見通しを伝え、目詰まり解消。
【2】 事業者間でのタイムリーなコミュニケーションが不足（③～④）	3月半ばに、 <u>シンナーメーカーA社（③）が4月以降のシンナー供給制限を卸小売B社（④）に通知。</u> 4月半ばには、 <u>シンナー供給量が通常通りに回復したが、A社はB社に連絡せず、またB社からA社へも確認しないまま</u> だったため、B社への供給状況が改善せず。	経産省から、卸小売りB社に対し、原料・シンナーの供給改善状況を伝え、B社がシンナーメーカーA社に連絡を取り、目詰まり解消。
【3】 川下が実績以上の発注をすることで出荷が混乱（③～⑤）	建設事業者から大規模修繕工事の一部を受託した <u>塗装事業者C社（⑤）は、通常2週間毎にシンナーを調達しているが、不足を心配し、卸小売りD社（④）に全工事期間1.5ヶ月分のシンナーを一括発注。</u> D社を含め <u>大量受注を受けたシンナーメーカーE社（③）が出荷調整に時間を要し、出荷遅延が発生。</u>	経産省から、塗装事業者C社に、通常通りの頻度・量での発注を要請。C社が卸小売D社に通常通りの頻度・量を発注し、目詰まり解消。

化学製品の安定供給の見通し

●川上の石油化学工業協会に加え、川中・川下の塗料、シンナー、塩ビ管、断熱材の産業界は、
①足下の供給量は安定・増加し、②**今後も継続的に供給できる見通し**であることを発信。

主な製品	業界団体	足下の供給状況	今後の供給見通し
ポリエチレン ポリスチレン 等	①石油化学工業協会 (5/27)	●3、4月：全体として供給は維持 ●在庫：国内需要の3ヶ月以上の水準を維持	●中東以外からの輸入ナフサは5月には大幅に増加見込み ● 5月以降も平年並みの供給が見込まれ、引き続き需要を満たすべく安定供給を維持
塗料、 シンナー	②日本塗料工業会 (5/29)	(出荷前年同月比) ●3月：塗料111%、シンナー115% ●4月：塗料115%(シンナー6/12公表予定)	● 5月以降以降も引き続き平年並み以上の供給を継続
印刷インキ	③印刷インキ工業会 (5/29)	●3、4月：出荷量は前年同月比105%、106%	● 5月以降においても供給に問題は生じておらず、平年並みの安定供給が可能と見込む
塩ビ管、 塩ビ継手	④塩化ビニル管・継手協会 (5/29)	●3、4月：前年同月を上回る生産量、出荷量を達成	● 5月以降、平年並の生産、出荷を維持できる見込み
断熱材	⑤ウレタンフォーム工業会 (5/28)	●全体では通常時と同様に生産・出荷を継続	● 今後も前年同月並の生産・供給量を維持できる状況
	⑥フェノールフォーム協会 (5/28)	●3、4月：前年同月以上の供給を実施	● 5月以降も平年並みの生産ができる見通しが立つ
	⑦押出発泡ポリスチレン工業会 (5/29)	●3、4月：前年同月同レベルの供給を維持	● 5月以降も、前年同月同レベルの安定供給が可能となる見込み
ユニットバス	⑧キッチン・バス工業会 (5/29)	●3、4月：出荷台数は、前年同月比102%、99%	● 通常時の発注を前提に安定的な製品供給の維持が可能となる見込み

目詰まり・偏り解消協力団体・企業名の公表について

「塗料・シンナー」について、先週から最大1.8倍の供給増の取組を始めた所であり、こうした中で、川中・川下の各段階で目詰まり・偏り解消等の取組を進めている団体名・企業名を経産省HPで公表する。

川上の供給増の成果が皆様に確実に届くよう、川中・川下で前向きに取り組む企業を政府が発信することで、目詰まり・偏り解消の取組を今まで以上に業界横断的に広げていく。

〈公表業界団体・企業案〉

下記のような取組に賛同する業界団体・企業を想定

- 例年並みの調達・供給に取り組む等、適切な調達・供給に努める
- 川上企業・川下企業との丁寧なコミュニケーションをはじめ、関係者との丁寧なコミュニケーションや正確な情報発信に努める
- 業界団体などを通じ、他社との在庫融通に取り組む
- その他、最終需要家に必要な製品が届くよう、サプライチェーン全体の供給の偏りや流通の目詰まりの解消に取り組む 等

※まず「塗料・シンナー」から進め、その後、対象物資の拡大を検討していく。

中小の製造業の目詰まり対策の対応状況

- 中小企業団体が行う指導・経営相談を通じて、プッシュ型で目詰まり情報の情報提供窓口への提供を呼び掛けている。あわせて、中小の製造業については、目詰まりの情報を収集し、中小企業庁においてヒアリングを行った上で、地方経産局がその解消に取り組むことで目詰まりの解消を加速化。

目詰まり情報の収集と対応状況

- 中小企業団体が行っている指導・経営相談の中で、中小企業・小規模事業者への支援策の案内とともに、目詰まりの情報提供の呼び掛けをチラシを使って強化
- 中小の製造業を中心に、中小企業団体が収集した目詰まり情報を中小企業庁に集約。
これまでに計205件のお困りの声が寄せられ、うち、中小企業庁のヒアリング希望の案件については、状況を聴取するとともに、サプライチェーンを遡って目詰まり原因の調査を実施中。



目詰まりの情報提供窓口と支援策の周知のチラシ

<目詰まりの状況について寄せられた声と対応状況の例>

- **段ボール用結束紐について、在庫がなく、納期遅延の影響を受けている。**
→川上企業では注文が殺到しているが順次出荷している旨をお伝えしたところ、「同業者と融通するなどして対応し、状況の改善を待つ。」
- **工作機械用の潤滑油の調達が困難な状況**となってきた。この状況が続けば生産に影響がでてくる。
→その後のヒアリングで、「潤滑油の確保に目途がたった」
- 供給元から**エンジンオイル、ブレーキオイルがしばらく入荷されない**との連絡があった。
→数量などの状況確認中

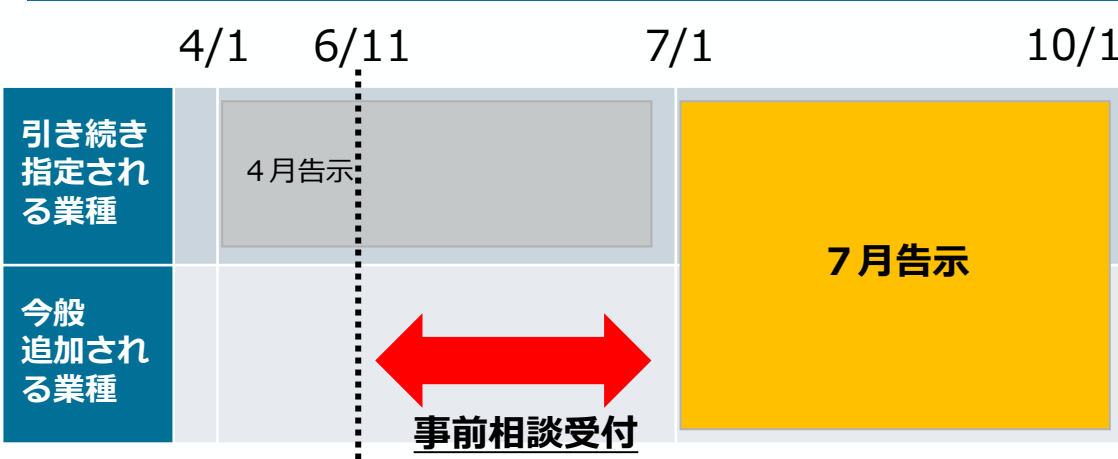
信用保証協会によるセーフティネット保証5号（不況業種）の追加指定について

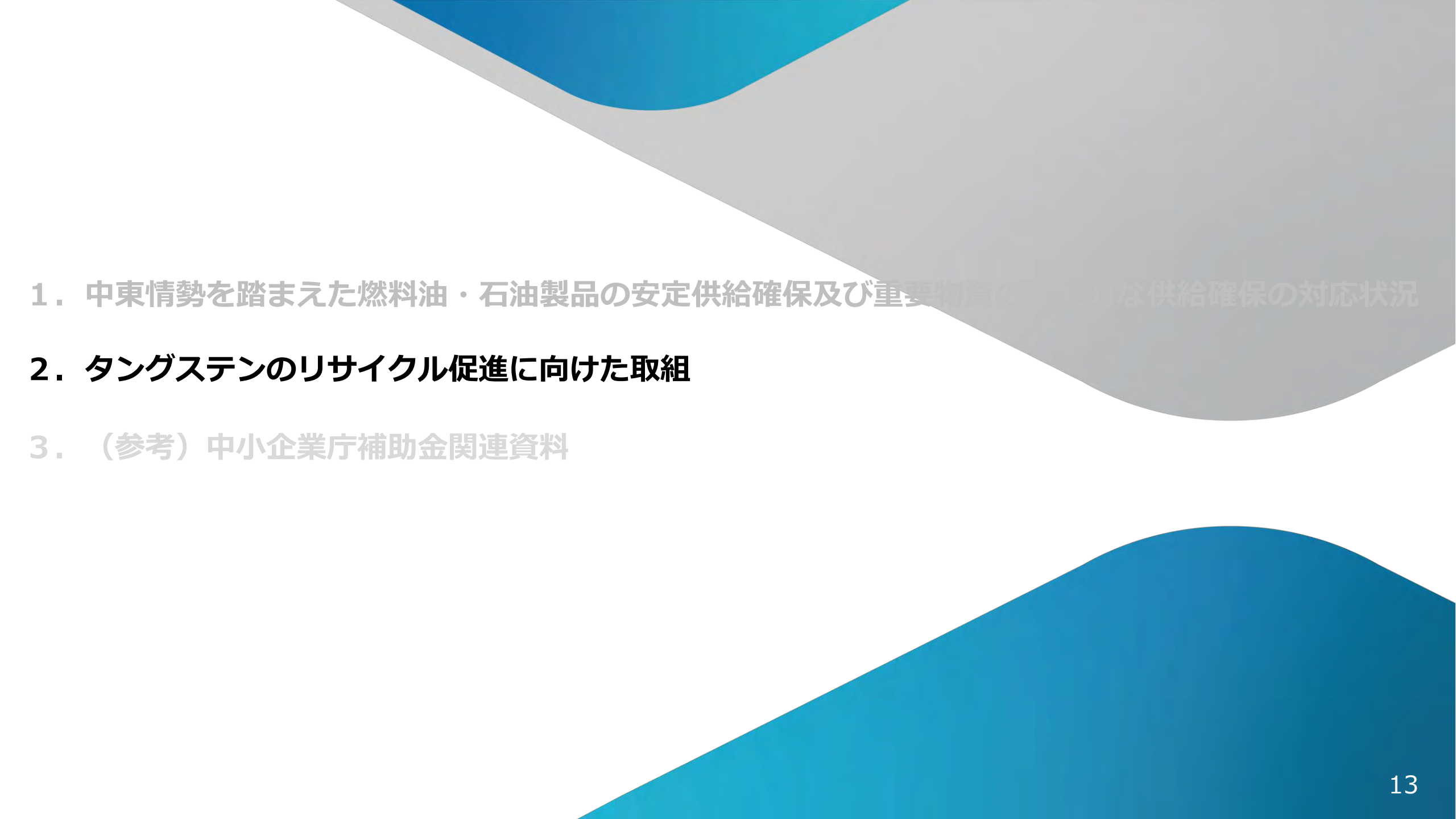
- セーフティネット保証5号は、**不況業種に対して通常の保証限度額2.8億円とは別枠で2.8億円で中小企業の債務の保証**を行う制度。
- 7月の指定に向けた定例調査（1～3月の影響）に加え、**中東情勢の影響を反映するため、臨時調査（3～5月の影響）**も併せて実施。
- 今回の両調査を踏まえた7月指定について、指定業種は、全業種（1,169業種）のうち、これまで指定されていなかった建築工事業等を含む**583業種**となる。（4月指定は520業種）
- 7月1日の指定に先立ち、**6月11日より全国の信用保証協会において事前相談の受付を開始。**

新たに指定される業種（一例）

- 建築工事業
- 木造建築工事業
- コンクリートブロック工事業
- 印刷業
- 農薬製造業 等

今後のスケジュール



- 
1. 中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び重要物資の持続的な供給確保の対応状況
 2. **タングステンのリサイクル促進に向けた取組**
 3. (参考) 中小企業庁補助金関連資料

超硬工具とタングステン

- 超硬工具は、高温硬度、耐摩耗性等に優れた機械工具であり、自動車、航空機、家電といった最終製品の部品製造工程等で使用され、構成部材である超硬合金はその成分の約75%がタングステンからなる。
- 超硬工具は我が国のものづくりの安定的発展に重要な役割を果たしているが、使用後、廃棄されるケースが未だに多く、国内のリサイクル率（スクラップ精錬量/超硬工具生産量）は超硬工具全体の3割程度に留まっている状況。
- 2025年より、超硬工具向け以外も含め、世界的なタングステンの供給不足・価格高騰が生じており、超硬工具を再研磨し繰り返し使用することや、スクラップの国内リサイクルなど、超硬工具の安定供給確保に向けた取組が急務。

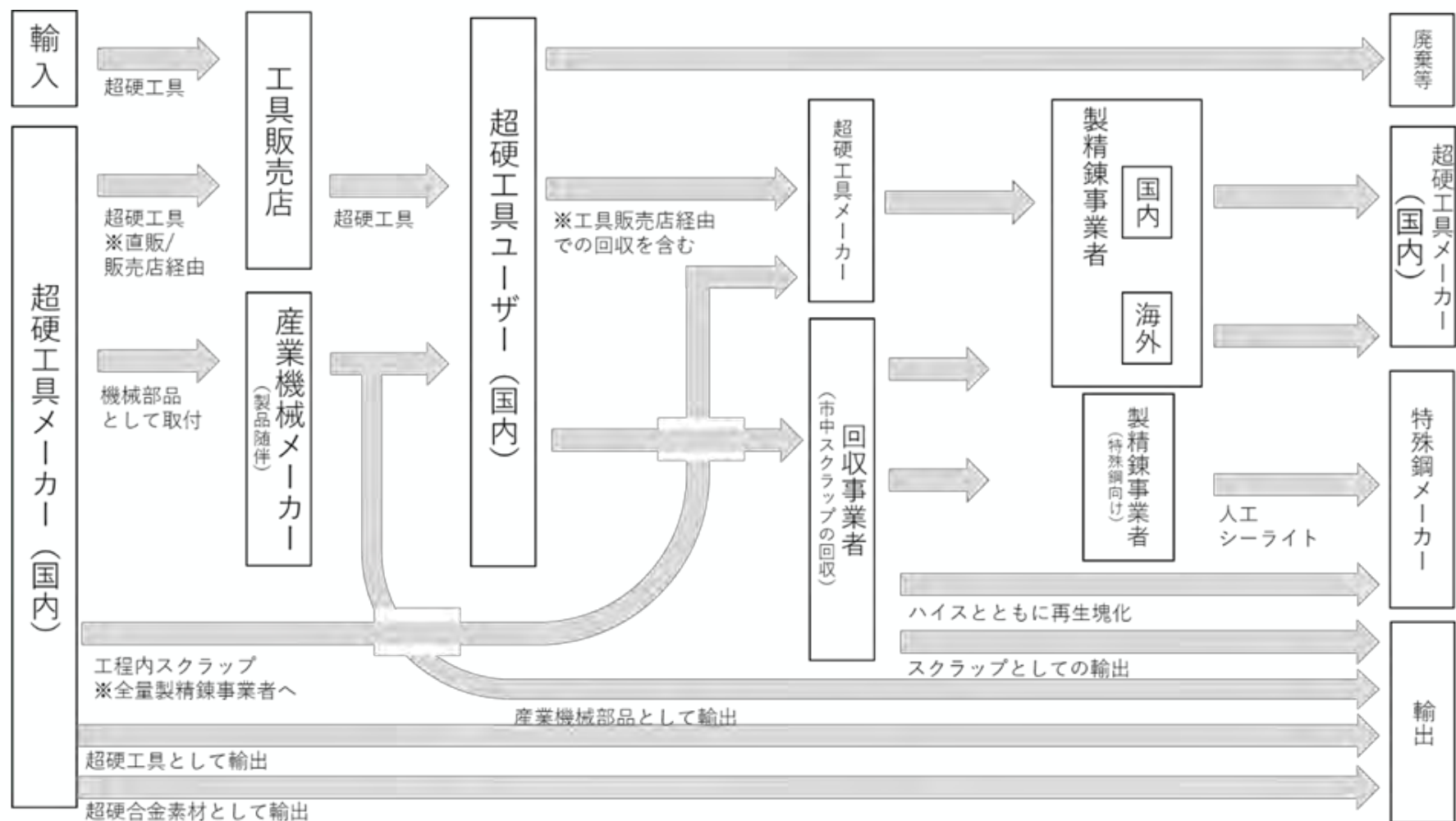
工作機械



超硬工具



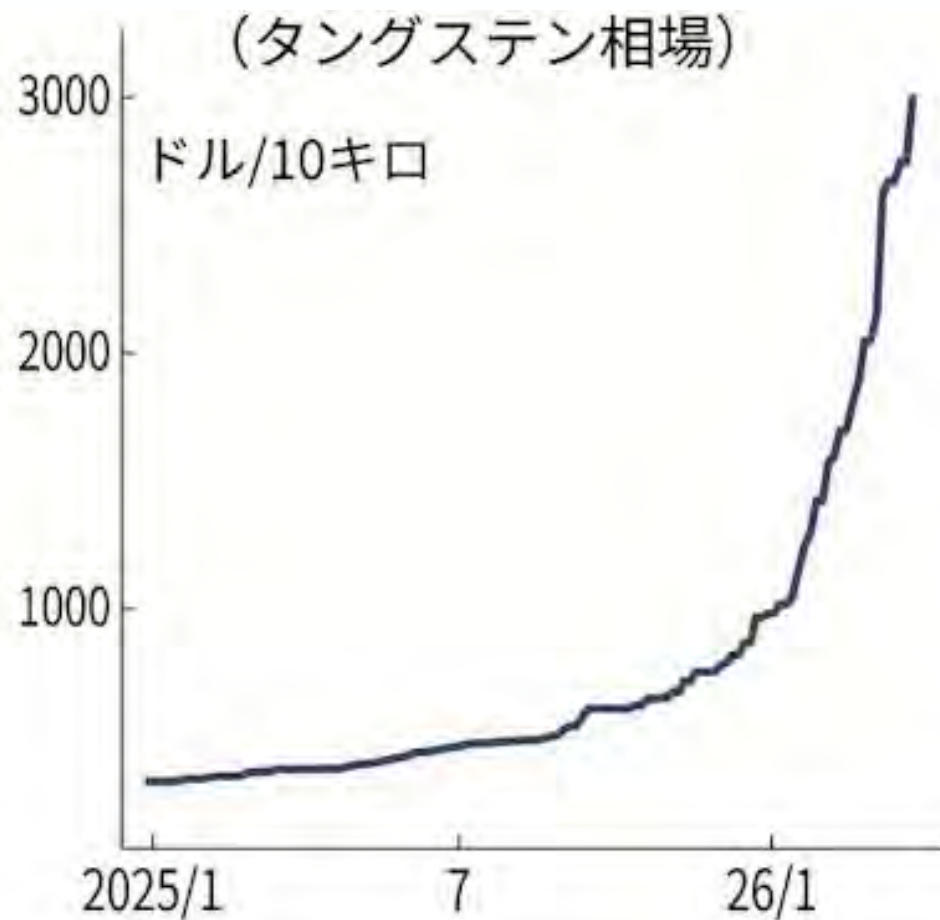
我が国における超硬工具向けタングステンのフロー



※超硬ユーザー（国内）からの超硬工具スクラップ、及び超硬工具メーカー（国内）からの工程内スクラップを回収事業者の中には超硬工具メーカーと連携して回収に取り組む回収事業者も一部含まれる。

タングステンの価格推移

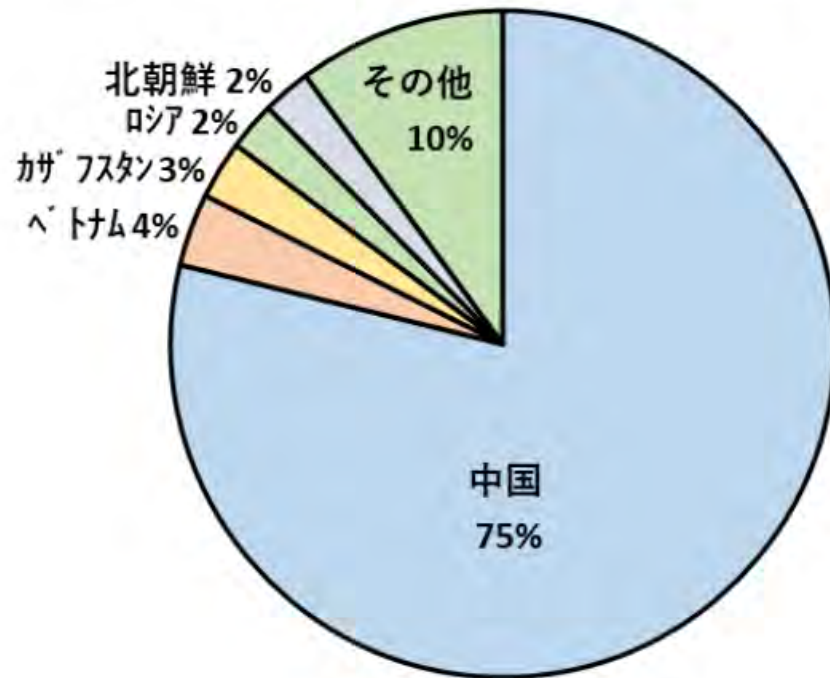
パラタングステン酸アンモニウム（APT）の価格価格推移



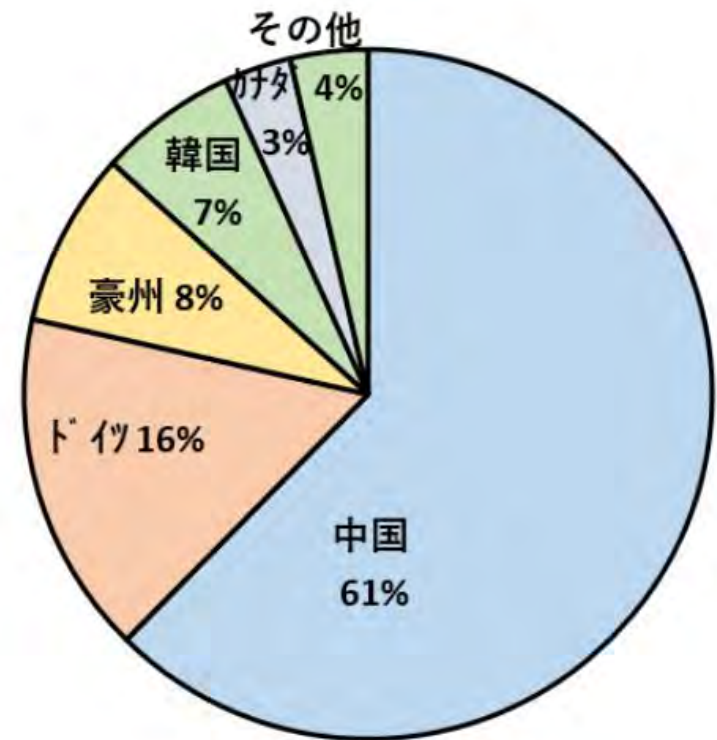
(出典) 英アーガス・メディア

タングステンの主要な供給元

タングステン鉱石生産量
(2025年 ; US Geological Survey)



我が国の炭化タングステン輸入 (2024年)



日本機械工具工業会のリサイクルガイドライン改定（6/2公表）

- （一社）日本機械工具工業会は、従前より、使用済み超硬工具（超硬工具スクラップ）のリサイクルに関するガイドラインを運用。
- 他方、回収したスクラップから得られるタングステンが日本国内の超硬工具生産に還流されないケースあり。
- 超硬工具の主要原料であるタングステンの価格が世界的に高騰し、入手が困難となる中、超硬工具用タングステンの国内リサイクルを推進すべく、本ガイドラインを改定。

超硬工具スクラップの リサイクル促進に向けた 選別・保管・処分に関するガイドライン

I. はじめに	2
II. 超硬工具スクラップのリサイクルの背景	3
1. 超硬工具とは	3
2. レアメタル確保に向けた政府施策	4
3. 超硬工具スクラップのリサイクルの現状	5
III. 超硬工具スクラップのリサイクル拡大に向けたガイドライン	6
1. ガイドラインの適用対象となる事業者	7
2. 超硬工具ユーザーにおける取り組みの全容	7
3. リサイクルの拡大に向けた推奨事項	8
IV. 参考資料	13
1. 超硬工具に用いられるレアメタル	13
2. タングステンの供給動向	14
3. タングステンの国際相場動向	14



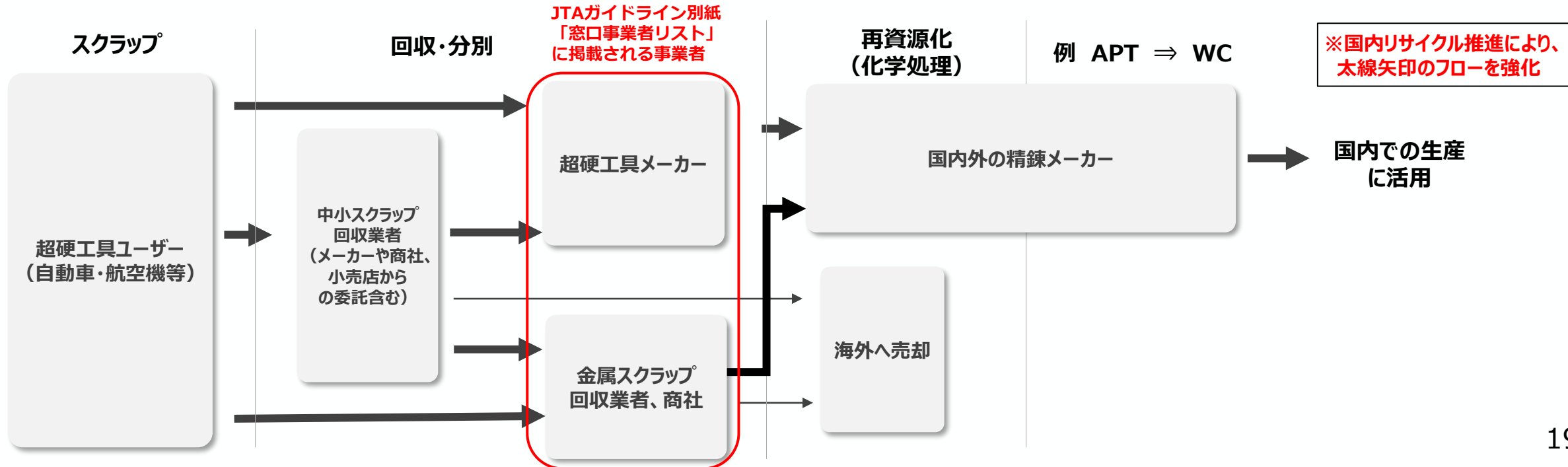
一般社団法人 日本機械工具工業会
JTA Japan Cutting & Wear-resistant Tool Association

ガイドライン改定のポイント

- 経済安保の観点で国内製造基盤への循環・環流を強化する旨を明記。
- 「超硬工具スクラップは国内又は同志国で循環・環流されるべき」とする方針を明記。
- 同ガイドライン付属のスクラップ回収事業者リストを更新し、タングステンを国内環流させる方針を公表した会員企業のみをリスト掲載対象とする（更新版のリストは、今年6月22日に公表）。
- 超硬工具ユーザーが、引き渡したスクラップがガイドラインに準拠して国内環流される予定であることが確認できるよう、「超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票」を準備

リサイクルガイドラインにおける超硬工具スクラップのリサイクルフロー

- リサイクルガイドラインの付属資料として、国内への循環・環流を基本方針として掲げる事業者リスト（リサイクル窓口事業者リスト）を公表。
- また、超硬工具ユーザーが、引き渡したスクラップがガイドラインに準拠して国内環流される予定であることが確認できるよう、「超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票」を準備。リサイクル窓口事業者リスト掲載事業者、及び同社から委託を受けた回収業者は、超硬工具スクラップの引渡しの際に確認票を提示する。



(参考) リサイクル窓口事業者リスト

- ガイドラインの付属資料として、タングステンスクラップの回収を行う事業者のうち、ガイドラインの目的に則り、タングステンスクラップの国内還流に取り組むことを表明している事業者を掲載（令和8年6月22日公表）。
- 超硬工具メーカー、精錬、スクラップ回収など、国内各プロセスにおける主要企業が参加。

リスト掲載事業者

- ・ アドバンストマテリアルジャパン株式会社
- ・ 株式会社アライドマテリアル
- ・ 株式会社イワタツール
- ・ 株式会社大阪鉛錫精錬所
- ・ 岡崎精工株式会社
- ・ 株式会社小笠原金属
- ・ 京セラ株式会社
- ・ 株式会社共立合金製作所
（エバーロイ商事株式会社）
- ・ グーリングジャパン株式会社
- ・ グリーンツール株式会社
- ・ サンアロイ工業株式会社
- ・ 株式会社サント
- ・ 株式会社三和ダイヤモンド工業所
- ・ 住友電気工業株式会社
（住友電工ツールネット株式会社）
- ・ 株式会社タンガロイ
- ・ 株式会社トーカロイホールディングス
（株式会社トーカロイ）
- ・ 日本新金属株式会社
- ・ 日本ハードメタル株式会社
- ・ 株式会社ノトアロイ
- ・ 阪和興業株式会社
- ・ 富士ダイス株式会社
- ・ マコトロイ工業株式会社
- ・ 三菱マテリアル株式会社
- ・ 瑞穂工業株式会社
（九州瑞穂株式会社）
- ・ 株式会社MOLDINO
- ・ 矢野金属株式会社
- ・ 株式会社YOKOSHIRO

(参考) 超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票

●●株式会社 御中

超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票

<本確認票の位置づけ>

- 本確認票は、一般社団法人日本機械工具工業会（略称：JTA）「超硬工具スクラップのリサイクル促進に向けた選別・保管・処分に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」）に基づき、回収対象の超硬工具スクラップに含まれるタングステン等の重要鉱物資源が、超硬工具の国内生産のために活用される予定であることを示すための確認票です。
- 回収事業者は、超硬工具スクラップの回収時に、回収元の企業（超硬工具ユーザ）に対して本確認票を提示します。これにより、超硬工具ユーザの皆様は、回収されたスクラップが、本ガイドラインに準拠して、超硬工具の国内生産に活用される予定であることを確認することができます。

1. 本確認票の発行者（発行者が記入）

- 【確認事項1】本確認票の発行者である当社は、本ガイドラインの別紙「リサイクル窓口事業者リスト」に掲載されている事業者です。
- 【確認事項2】当社は、回収された超硬工具スクラップを説明可能な資源循環ルートにより再資源化し、超硬工具の国内生産のために選別・活用します。

発行者の会社名	担当者名	連絡先
●●工具株式会社	●●	

（注）「発行者」とは、超硬工具ユーザから回収された超硬工具スクラップを受け取り、本ガイドラインに準拠して、当該スクラップを超硬工具の国内生産のために選別・活用する事業者です。

2. 本確認票の提示日と回収事業者（回収事業者が記入）

- 【確認事項】本確認票に基づき、回収されたスクラップの取扱いを回収元の企業に提示します。

提示日 _____

回収事業者の会社名	担当者	連絡先
●●産業株式会社 ※発行者と同一の場合は「同上」と記載	●●	

（注）「回収事業者」とは、超硬工具ユーザから超硬工具スクラップを直接回収する事業者です。回収は、発行者が自身で行う場合と、発行者から委託を受けた会社が行う（その後、発行者に当該スクラップを引き渡す）場合があります。

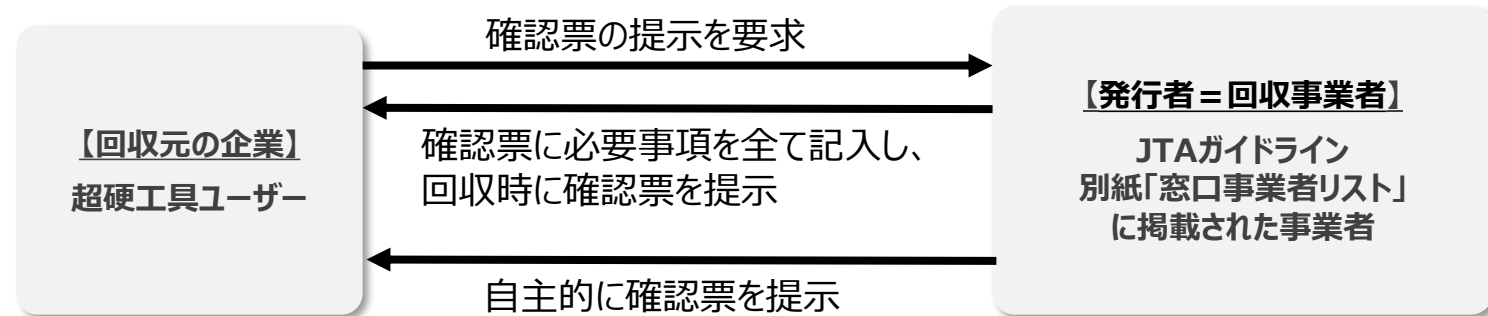
（注1）本確認票は、産業廃棄物処理法上の決定manifestoではありません。また、価格、販売先、仕入れ、再資源化先、在庫量その他競争上重要な情報の記載又は開示を求めものではありません。

（注2）本確認票の様式を無断で改変して使用することを固く禁じます。

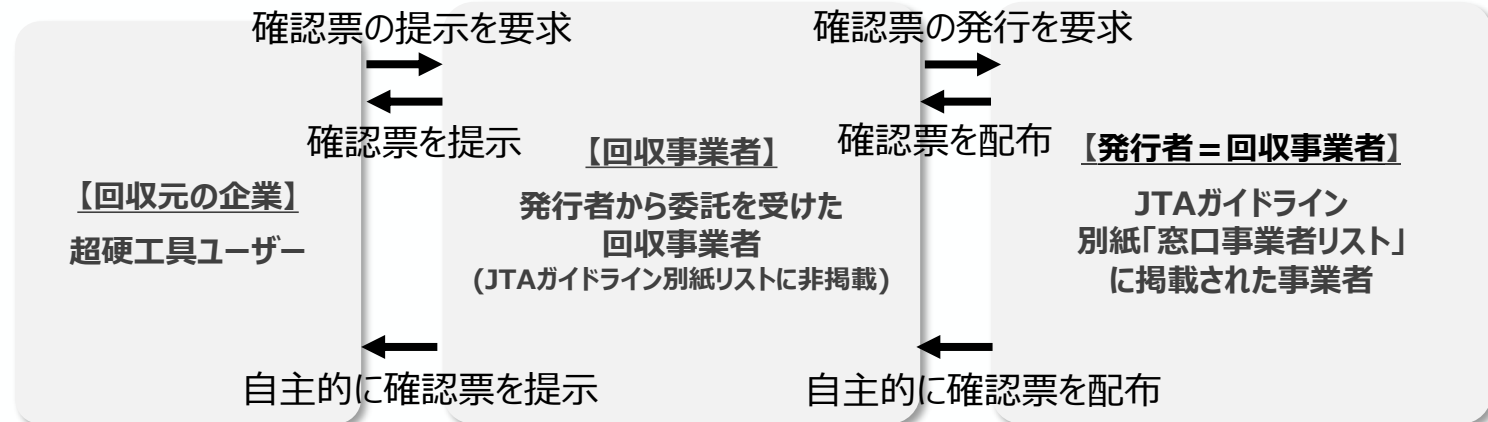
※：一般社団法人日本機械工具工業会「超硬工具スクラップのリサイクル促進に向けた選別・保管・処分に関するガイドライン」

<確認票の運用イメージ>

【ケース1】発行者が直接回収を行う場合（発行者＝回収事業者）



【ケース2】発行者が回収事業者に回収を委託する場合（発行者≠回収事業者）



（出典）ガイドライン別紙（超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票）

: https://www.jta-tool.jp/pdf/recycle_gl_etc_2026.pdf

超硬工具ユーザーの皆様への協力の要請

- 超硬工具のユーザー企業を会員企業に含む60団体に対し、同ガイドラインに基づき、タングステンの国内循環に資する超硬工具のリサイクルへの協力を求める要請文を发出。

経 済 産 業 省

公 印 者 略
20260529製局第1号
令和8年6月2日

超硬工具関係業界団体代表者（別記参照） 殿

経済産業省製造産業局長 伊吹 英明

超硬工具スクラップのリサイクル促進について（周知・要請）

切削工具や耐磨耗工具などに利用されている超硬工具は、高温硬度、耐磨耗性に優れた機械工具であり、我が国のものづくりに欠かせないものとなっています。一方で、超硬工具の主たる原料であるタングステンについては、昨年より世界的な供給不足・価格上昇が生じている状況です。我が国は、タングステンの調達においてほぼ全量を輸入に依存しており、その安定的な確保が我が国製造業にとって重要な課題となっております。

こうした中、今般、一般社団法人日本機械工具工業会では、使用済みの超硬工具（超硬工具スクラップ）のリサイクルを通じてタングステンの国内循環・環境を促進するため、「超硬工具スクラップのリサイクル促進に向けた選別・保管・処分に関するガイドライン」を改定・公表されました。超硬工具スクラップを適切に回収・リサイクルし、原料となるタングステンを国内に循環・環境させることで、国内需要の相当部分を賄うことができます。

超硬工具を利用されている産業界の皆様におかれましては、同ガイドラインを参考としていただきつつ、超硬工具のリサイクルの実施を通じて、タングステンの国内循環・環境に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、同工業会では、今後6月下旬頃に、同ガイドラインの付属資料として、国内への循環・環境を基本方針として掲げるスクラップ回収事業者の一覧を公表される予定です。スクラップ回収事業者の選定に際しては、必要に応じて、こちらも御活用頂ければと思います。

貴団体におかれましては、本要請文を会員企業の皆様にも広く周知いただきますよう、お願い申し上げます。

超硬工具の安定供給の確保に向けて、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

（参考）一般社団法人日本機械工具工業会「リサイクルガイドライン」
<URL>https://www.ita-tool.jp/recycle_01.html

<要請文发出先団体一覧（順不同）>

- 一般社団法人日本自動車工業会
- 一般社団法人日本自動車部品工業会
- 一般社団法人日本自動車機械器具工業会
- 一般社団法人日本航空宇宙工業会
- 一般社団法人日本防衛装備工業会
- 一般社団法人日本金型工業会
- 一般社団法人日本粉末冶金工業会
- 一般社団法人日本鋳造協会
- 一般社団法人日本ダイカスト協会
- 一般社団法人日本鋳鍛鋼会
- 一般社団法人日本鍛造協会
- 一般社団法人日本金属プレス工業協会
- 一般社団法人日本バルブ工業会
- 一般社団法人日本工業炉協会
- 一般社団法人日本鍛圧機械工業会
- 一般社団法人日本ファインセラミックス協会
- 一般社団法人日本板硝子工業会
- 一般社団法人日本光学硝子工業会
- 一般社団法人日本工作機械工業会
- 一般社団法人日本工作機器工業会
- 一般社団法人日本建設機械工業会
- 一般社団法人日本農業機械工業会
- 一般社団法人日本精密機械工業会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本電機工業会
- 一般社団法人日本真空工業会
- 一般社団法人日本自動認識システム協会
- 一般社団法人日本分析機器工業会
- 一般社団法人日本科学機器協会
- 一般社団法人日本時計協会
- 一般社団法人日本計量機器工業連合会
- 一般社団法人日本試験機工業会
- 一般社団法人日本検査機器工業会
- 一般社団法人カメラ映像機器工業会
- 一般社団法人日本測量システム工業会
- 一般社団法人日本望遠鏡工業会
- 一般社団法人日本包装機械工業会
- 一般社団法人日本食品機械工業会
- 一般社団法人日本繊維機械協会
- 一般社団法人日本木工機械工業会
- 一般社団法人日本縫製機械工業会
- 一般社団法人日本印刷産業機器工業会
- 一般社団法人日本自動販売システム工業会
- 一般社団法人日本ベアリング工業会
- 一般社団法人日本フルードパワー工業会
- 一般社団法人日本歯車工業会
- 一般社団法人日本ねじ工業協会
- 一般社団法人日本ロボット工業会
- 日本金属継手協会
- 日本ダイカストマシン工業会
- 研削砥石工業会
- ダイヤモンド工業会
- 炭素協会
- 日本精密測定機器工業会
- 日本光学測定機工業会
- 日本顕微鏡工業会
- 日本圧力計温度計工業会
- 日本機械鋸・刃物工業会
- 日本暖房機器工業会
- 日本チエーン工業会

- 
1. 中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び重要物資の計画的な供給確保の対応状況
 2. タングステンのリサイクル促進に向けた取組
 3. **(参考) 中小企業庁補助金関連資料**

中堅等大規模成長投資補助金

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

【概要】

※以下の要件等は今後変更となる場合がある

項目	内容
1 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
2 補助事業期間	<u>交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
3 補助対象者	<u>中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ※みなし大企業は補助対象外
4 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）
5 補助対象経費	<u>建物費</u> （拠点新設・増築等）、 <u>機械装置費</u> （器具・備品費含む）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u>

【活用事例】

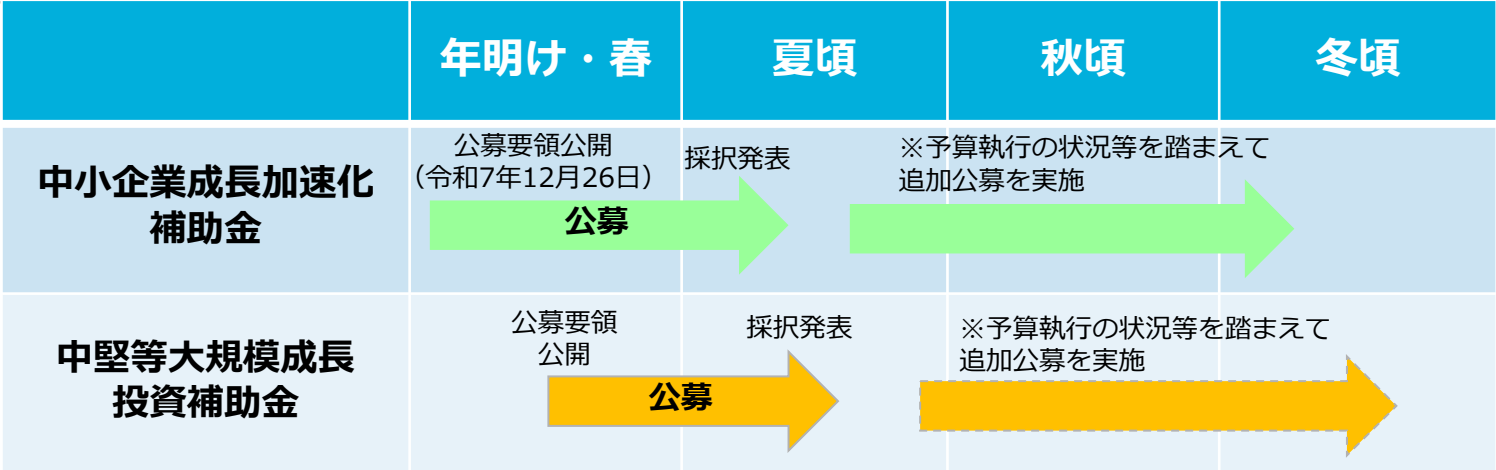
- ✓ 鋼材流通業において、生産工場を新設。製造ラインに業界初の設備を導入し、生産性を4割以上向上。補助事業完了後、3年間で約26%の賃上げにコミット。
- ✓ ホテル業において、団体旅行時代の客室や浴室脱衣所等の内装を大幅にアップグレードし、高付加価値化。また、自動チェックイン機などの省力化設備を導入。補助事業完了後、3年間で約18%の賃上げにコミット。

【これまでの公募・採択結果】

- ✓ 採択者数：489者（採択倍率約4倍）
（うち97%以上が東京以外での事業実施）
- ✓ 投資後3年間の平均賃上げ率：
+19.8%（+6.2%/年）
- ✓ 平均投資総額：51.3億円

中堅等大規模成長投資補助金（100億宣言枠）

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金	
		(100億宣言企業)	
対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業（常時使用する従業員が2,000人以下の会社等）	
補助率	1 / 2	1 / 3 以下	
補助上限額	5億円	50億円	
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで	
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上 ③ 賃上げ要件（4.5%以上）	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額15億円以上 ③ 賃上げ要件（4.5%以上）	① 投資額20億円以上 ② 賃上げ要件（5.0%以上）
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費		



100億ポータル



※あくまでも現時点の見通しのため、詳細は各補助金のHPをご確認ください

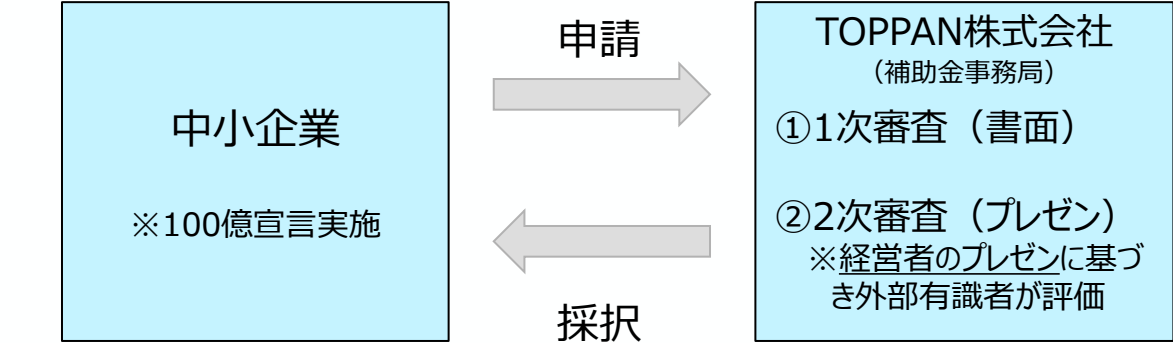
中小企業成長加速化補助金（2次公募）

● 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい **売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

【概略】 ※1次公募 採択倍率：約6.0倍

項目	内容
1 上限額	5億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等

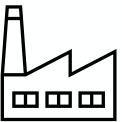
【申請の流れ】



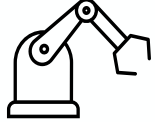
💡【審査基準（ポイント）】

経営力	①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、 その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略 （売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業）） ②賃上げ・投資の持続可能性 ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等） ④適切な成果目標・管理体制 ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果
波及効果	⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造 （サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等） ⑦地域のモデル企業としての取組 （取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等） ※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等
実現可能性	⑧早期に実施可能な経営体制 ⑨財務状況（ローカルベンチマーク） ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

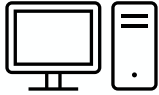
💡【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

中小企業省力化投資補助金（一般型）

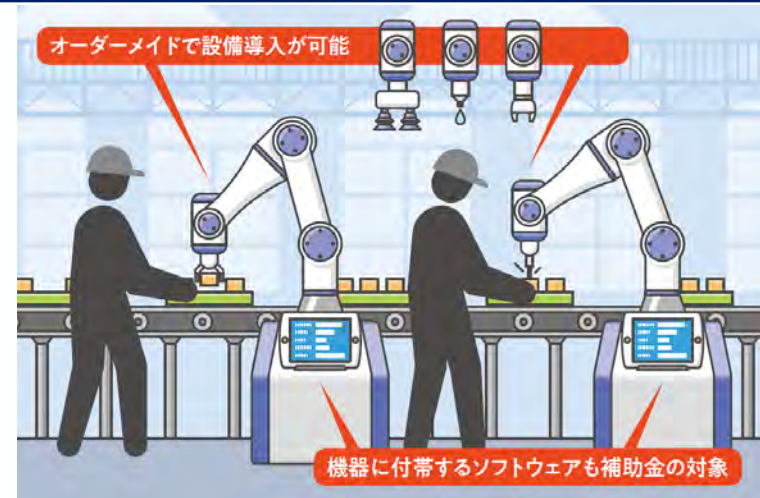
- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。
- 省力化効果のある設備・システムなどをオーダーメイド・セミオーダーメイドで導入する際に活用できます。

【一般型】

項目	内容
1 補助上限	最大1億円（補助率 中小企業1/2、小規模等2/3） ※従業員数によって補助上限が異なります ※大幅な賃上げを行う場合補助上限が上がります
2 事業期間	18ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	①労働生産性 年平均成長率4%以上 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員数21名以上の場合のみ） ※省力化の度合いや投資回収年数を記載した事業計画の策定が必要
5 対象経費	機械装置費、システム構築費 等

【活用事例】

- ✓ 通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、**自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入**
- ✓ 自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、**最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入**



6月5日より第7回公募開始。
現時点の詳細はこちら→



中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。
- 省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入する際に活用できます。

【カタログ注文型】

項目	内容
1 補助上限	最大1,500万円（補助率1/2以内） ※従業員数に依って補助上限が異なります ※大幅な賃上げを行う場合補助上限が上がります
2 事業期間	1 2ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上
5 対象経費	カタログに掲載された省力化製品の購入費

【活用事例】

- ✓ 旅館において、**自動清掃ロボット**を導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化
- ✓ 倉庫に**無人搬送車**を導入することで、棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上



拡大中！

カタログはこちら→



随時申請受付中。

詳細はこちら→



デジタル化・AI導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたAIを含むITツール等の導入費用を支援します。

【通常枠】

項目	内容
1 補助上限	450万円（補助率1/2） ※対象経費によって補助上限が異なります
2 事業期間	交付決定から6ヶ月程度
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上
5 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 等

【インボイス枠】

項目	内容
1 補助上限	350万円（補助率1/2～4/5） ※対象経費によって補助上限が異なります
2 事業期間	交付決定から6ヶ月程度
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	インボイス制度に対応したITツールの導入
5 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 等

【活用事例】

✓ 通常枠で・・・

-タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「**勤怠・労務管理ツール**」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ**！



✓ インボイス枠で・・・

-**インボイス発行の作業を効率化**するため、「**会計ツール**」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。



随時申請受付中。
詳細はこちら→



新事業進出補助金

- 既存の事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出**にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	7,000万円（従業員規模により異なる）（補助率1/2） ※補助下限は750万円 ※一定の賃上げを行う場合補助上限の上乗せあり
2 事業期間	交付決定から14か月（採択発表から16か月以内）
3 対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
4 要件	①当該中小企業等にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること ②付加価値額 年平均成長率4.0%以上 ③賃上げ 給与支給総額年平均成長率2.5%以上など ④事業場内最低賃金 地域別最賃+30円以上の水準等
5 対象経費	建物費、機械装置費、システム構築費 等

【活用イメージ】

- ✓ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ✓ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出



3月27日より第4回公募開始
現時点の詳細はこちら→



新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

- 技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。

項目	革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠
補助上限	2,500万円※1、 2（補助率1/2※3、 2/3）	7,000万円※1、 2（補助率1/2※3）	7,000万円※1、 2（補助率2/3）
事業期間	交付決定日から10か月以内	交付決定日から14か月以内	
対象者	中小企業・小規模事業者等		
基本要件	①付加価値額：年平均成長率4.0%以上増加 ②賃上げ：1人あたり給与支給総額年平均成長率3.5%以上 ③事業場内最低賃金：事業実施都道府県の最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表及び職場環境改善に向けて追加的に取組を行うこと等		
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、建物費※4、構築物費※4、海外旅費※5、通訳・翻訳費※5 等		

※1：従業員数により補助上限は異なる、 ※2：一定の賃上げを行う場合は補助上限を引上げ、 ※3：最低賃金の引上げを行う場合は補助率2/3、

※4：新事業進出枠及びグローバル枠のみ、 ※5：グローバル枠のみ

【活用事例】

革新的新製品・サービス枠で…



最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

新事業進出枠で…



鉄鋼材加工業で培ってきた技術を活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦

グローバル枠で…



海外の展示会で現地ニーズを調査し、国内に最新設備を導入。新規顧客への営業で輸出品に採用されるタッチセンサの受注を新規獲得

小規模事業者持続化補助金（通常枠）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

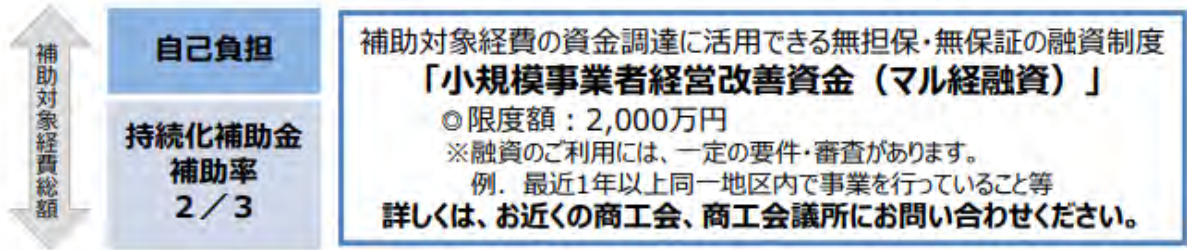
項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



第20回公募：令和8年5月27日公募要領公開。
令和8年11月5日公募申請受付開始。

現時点の詳細はこちら→



小規模事業者持続化補助金（創業型）

- 創業後1年以内の小規模事業者を対象に、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

【制度概要】

項目	内容
1 補助上限	200万円（補助率 2 / 3 以内） インボイス特例を活用した場合は最大250万円
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	開業日が公募締切時から起算して過去 1 か年の間である小規模事業者等（創業後、事業開始前の事業者も対象）
4 要件	認定市区町村等が実施した特定創業支援等事業（※）による支援を過去 1 か年の間に受けたこと。 なお、認定市区町村が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要
5 対象経費	機械装置等費、展示会等出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性があります。

【活用事例】

- ✓ 地域食材を活用したレストランを開業。**店舗改装**及び**インターネット・SNS広告**を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。
- ✓ 金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。



【※特定創業支援等事業とは？】

- ✓ 認定市区町村と連携し、商工会・商工会議所や金融機関等が実施している創業塾や創業セミナー等のことであり、創業に必要な知識・スキルが身に付けられます。



第4回公募：令和8年5月27日公募要領公開。
令和8年11月5日申請受付開始予定。

現時点版の詳細はこちら→



小規模事業者持続化補助金（共同協業型）

- 地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加え、販路開拓の機会の提供を行う取組を支援。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	5,000万円（補助率：2/3、定額） ※参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額
2 事業期間	1 2 か月程度
3 対象者	・参画事業者 （小規模事業者（従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）） ・地域振興等機関 （地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関）
4 要件	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が小規模事業者を10者以上集め、小規模事業者の販路開拓を支援する取組であること。等
5 対象経費	会場借料、機器・機材の借料、広報費 等
6 その他	

※内容は変更となる可能性があります

【活用事例】

- ✓ 海外の展示会・商談会へ地域産品を取り扱う小規模事業者を集め出店。海外バイヤーとの取引を行えるようになり、輸出事業にも進出し売り上げを増加させた。



第3回公募：夏頃公募要領公開予定。

現時点の詳細はこちら→



小規模事業者持続化補助金

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

項目	一般型・通常枠	創業型	共同・協業型*3
補助上限	50万円※1（補助率2/3、3/4※2）	200万円※1（補助率2/3）	5,000万円（補助率2/3、定額※4）
事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）		1 2 ヶ月以内
対象者	小規模事業者		小規模事業者
基本要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援。 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要。	創業後1年以内の小規模事業者。 商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援。 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」及び特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しの添付が必要。	小規模事業者が10者以上参画事業者として参加していること。 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関として申請すること。
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費 等		会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、広報費、旅費 等

※1：特例を活用した場合は最大で250万円 ※2：賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は補助率3/4 ※3：内容は変更となる可能性がございます

※4：地域振興等機関は定額、参画事業者は2/3

【活用事例】

一般型・通常枠で・・・

観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。

創業型で・・・

地域食材を活用したレストランを開業。店舗改装及びインターネット・SNS広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

共同・協業型で・・・

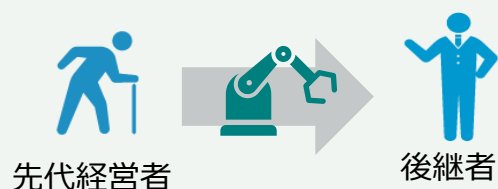
海外の展示会・商談会へ地域製品を取り扱う小規模事業者を集め出店。海外バイヤーとの取引を行えるようになり、輸出事業にも進出し売り上げを増加させた。

事業承継・M & A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

- 売り手支援類型
- 買い手支援類型



M&Aが対象

■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型

補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料等
- デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

- PMI 専門家活用類型



- 事業統合投資類型



■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

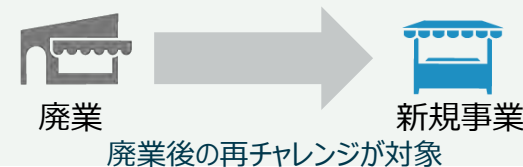
補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業者
に該当する場合

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る
設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、土壌汚染調査費